

# 公立大学法人神戸市外国語大学業務方法書

2007年4月1日

## 第1章 目的等

### (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人神戸市外国語大学の業務運営等に関する規則（平成19年3月規則第94号）第2条の規定に基づき、公立大学法人神戸市外国語大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務執行の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な執行に努めるものとする。

## 第2章 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (内部統制に関する基本事項)

第3条 法人は、中期計画の目標達成を図るため、法令等を遵守しつつ業務を適正に行うための仕組みを設ける。

### (法令遵守の推進等に関する事項)

第4条 法人は、法令遵守を推進するとともに、通報窓口の設置や通報者の保護などにより、健全で適正な法人運営の確保を図る。

2 法人は、法または他の法令、法人の定める規程に違反する事由が発生した場合には、速やかな是正措置をとり、併せて再発防止を図るものとする。

3 法人は、職員の適正な配置その他業務の適正を確保するために必要な人事管理に努めるものとする。

### (緊急時における業務継続計画等に関する事項)

第5条 法人は、危機管理に関する指針の整備等により、業務運営に重大な影響を及ぼすと考えられるリスクへの適切な対応を行うものとする。

2 法人は、事故、災害その他緊急事態発生時における初動体制や対策本部等に関する事項を定めた計画の策定等により、緊急時における業務の継続を確保するものとする。

### (理事の分掌に関する事項)

第6条 法人は、理事の分掌を決定し、これを公表するものとする。

### (中期計画等の策定に関する事項)

第7条 法人は、中期計画及び年度計画の策定にあたっては、業務の評価結果を踏まえ、経営協議会及び教育研究評議会での審議を経て、理事会で議決し、決定するものとする。

### (適正かつ効率的な業務の執行に関する事項)

第8条 法人は、役員及び職員の責任の明確化などにより、業務の円滑かつ適正な執行を確保するものとする。

2 法人は、契約事務に関する審査会の活用や随意契約の運用に関する方針の作成などにより、契約事務の適切な実施や契約事務における相互けん制の確立を確保するものとする。

3 法人は、所有する情報の閲覧権限を整理し、情報を体系的に保存することなどにより、適正かつ効率的な情報検索や業務執行が可能となる情報システムを整備するとともに、情報システムに係るリスクへの対応を適切に行う。

(研究に係るリスクの管理に関する事項)

第9条 法人は、研究倫理に関する指針や受託研究及び共同研究に関する規程、知的財産権の取扱いに関する規程の整備等により、内部けん制機能による研究費の適正管理や研究不正の防止、知的財産権の保護を図る。

2 法人は、特に厳格な規律を要する研究を実施する際のリスクの管理に努めるものとする。

(文書及び情報の適切な管理に関する事項)

第10条 法人は、文書管理及び情報公開に関する規程の整備等により、法人の意思決定に係る文書を適切に管理するとともに、情報公開請求に対して適切な対応を行う。

2 法人は、情報セキュリティポリシーの策定及び個人情報保護の規程の整備等により、情報漏えいの防止及び個人情報の適正な取扱いの確保を図る。

(監事監査に関する事項)

第11条 法人は、監事が行う監査（以下「監事監査」という。）に関し必要な事項を定めた監事監査に関する規程の整備等により業務運営及び会計処理の適正を図る。

2 法人は前項の規程を定め、またはこれを変更する場合には、監事の意見を聞かなければならない。

3 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、法及び第1項の規程に定める事項のほか、役員、監事的意思疎通の機会の確保や監事の重要な会議への出席など必要な措置を講じる。

(内部監査に関する事項)

第12条 法人は、内部監査を担当する組織を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及び当該結果に対する改善措置状況を、理事長に報告するものとする。

### 第3章 業務委託の基準

(業務の委託)

第13条 法人は、定款第22条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第14条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業

務に関する委託契約を締結するものとする。

#### 第4章 契約の方法

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第15条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を、一般競争入札、指名競争入札または随意契約の方法により、締結するものとする。

#### 第5章 その他業務執行に関し必要な事項

(外部資金の受入)

第16条 法人は、業務の遂行に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

(施設等の貸付)

第17条 法人は業務に支障がない場合には、法人施設及び設備を法人以外の者に貸し付けることができる。

(雑則)

第18条 法人の業務に関し、必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

#### 附 則

この業務方法書は、神戸市長の認可のあった日から施行する。

#### 附 則

変更後の業務方法書は、市長の認可の日から施行し、2018年7月1日から適用する。